

企業倫理：技術者倫理の枠組み

技術経営研究科 福代和宏

本モジュールの目的

- ▶ 個人レベルの倫理、企業倫理、社会的な倫理と技術者倫理の関連性について検討する



倫理と道徳、倫理と法律

▶ 倫理(Ethic)と道徳(Moral)

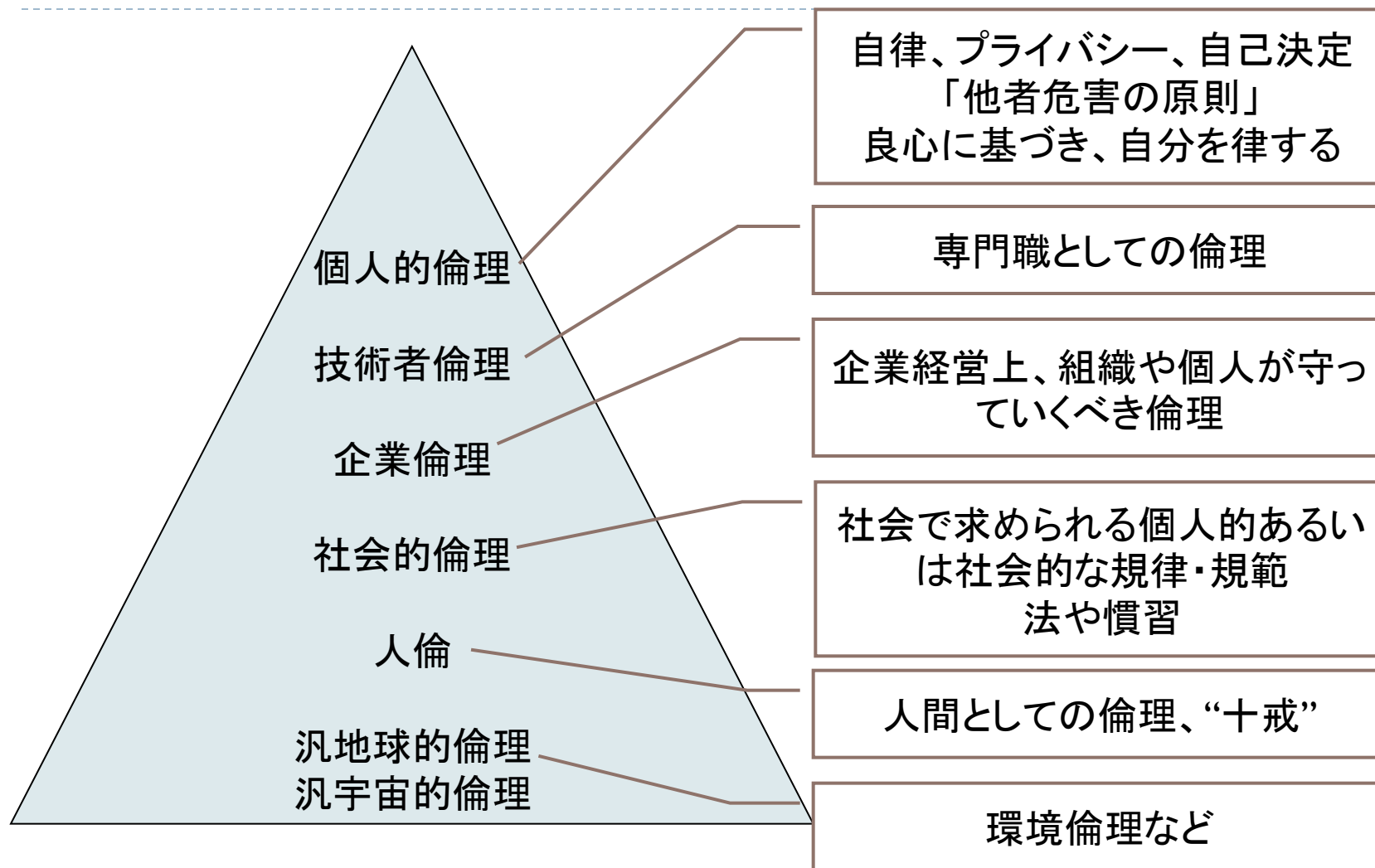
- ▶ Ethic: System of moral principles, rule of conduct
 - ▶ Ethics: science of morals
- ▶ Morals: principles of right and wrong
- ▶ 道徳とは善悪についての原理であり、それを体系化したのが倫理である(文献1にもとづく)

▶ 倫理と法律

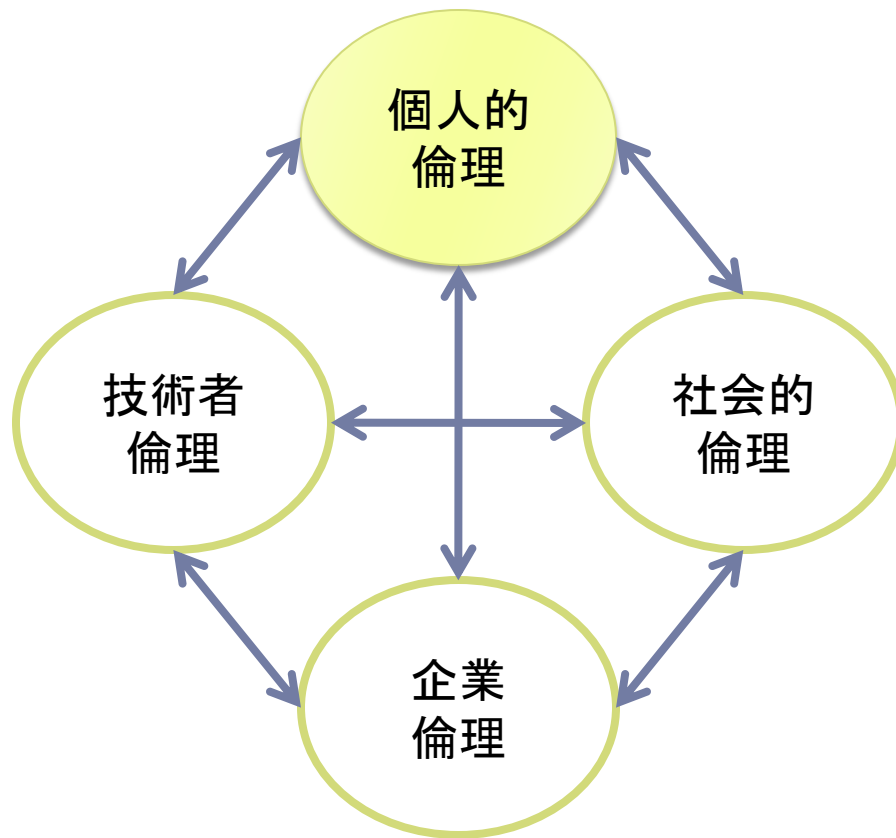
- ▶ 倫理は倫理規程(Code of Ethics)で、法律(Law)は法典(Code of Status)で明文化・体系化される(文献2)
- ▶ 倫理の方が法律よりも範囲が広い
- ▶ 倫理は必ずしも法律の裏付けを持たない



倫理の階層性

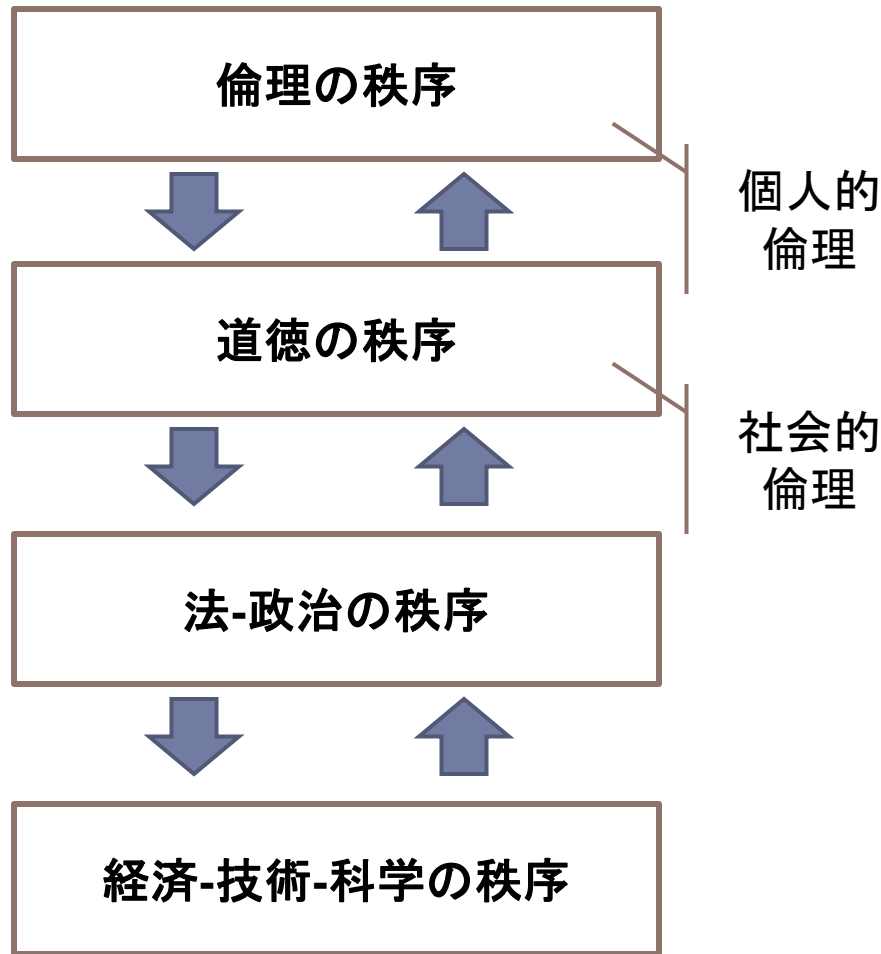


別の見方1：非階層的な構造



- 人間は単純に「個人として」存在するのではなく、「技術者として」、「企業人として」、「社会人として」等、「〇〇として」複数の立場で存在するので、単純に階層性を考えることはできない
- しかし、どのような判断も最終的には個人に帰着する

別の見方2：倫理は非常に個人的な問題



- アンドレ・コント・スポンビルの「企業倫理」に対する批判
- 企業は「経済の秩序」という道徳や倫理とは異なる秩序にもとづいて動いており、別々の秩序を混同することは「滑稽である」
- 個々人が道徳的存在になるべきであって、制度にすぎない経済にそのかわりを求めてはならない（最終的には個人に帰着）

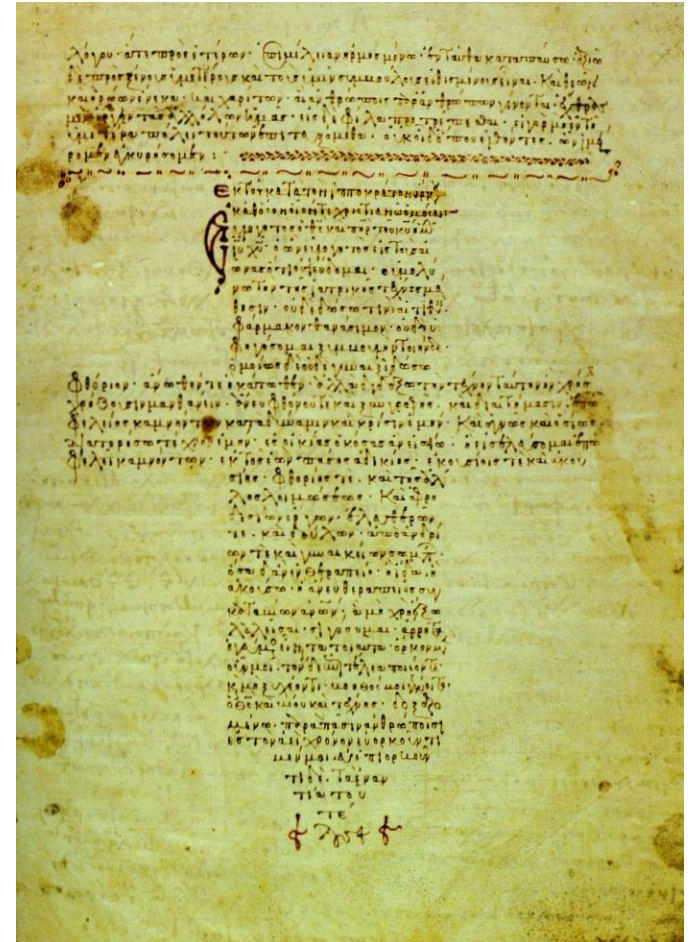
専門職とは

- ▶ 技術的な優秀さ: 高度な知識、技術
- ▶ 汎用性: 広く(社内外、国際的に)通用する
- ▶ 完結性: プロジェクトを始めから終わりまで完遂できる
- ▶ 倫理観と使命感
- ▶ 自己規制と自由
- ▶ 自己規制の代わりに「本来は」以下のような自由を持つ
 - ▶ 雇用者・依頼者を選ぶ自由
 - ▶ 専門的な職業上の基準以外では干渉を受けずに行動する自由
 - ▶ 専門分野に関しては排他的に行動する自由



【参考】 技術分野以外の専門職倫理：医学

- ヒポクラテスの誓い(The Hippocratic Oath)
 - 医師の倫理・任務などについての、ギリシア神への宣誓文
 - 現代の医療倫理の根幹を成す患者の生命・健康保護の思想、患者のプライバシー保護のほか、専門家としての尊厳の保持、徒弟制度の維持や職能の閉鎖性維持なども謳われている



十字の形で記された12世紀東ローマ帝国の写本(出典: Wikipedia)

ヒポクラテスの誓い1

- ▶ 医の神アポロン、アスクレピオス、ヒギエイア、パナケイア、及び全ての神々よ。私自身の能力と判断に従って、この誓約を守ることを誓う。
 - ▶ この医術を教えてくれた師を実の親のように敬い、自らの財産を分け与えて、必要ある時には助ける。
 - ▶ 師の子孫を自身の兄弟のように見て、彼らが学ばんとすれば報酬なしにこの術を教える。
 - ▶ 著作や講義その他あらゆる方法で、医術の知識を師や自らの息子、また、医の規則に則って誓約で結ばれている弟子達に分かち与え、それ以外の誰にも与えない。
-



ヒポクラテスの誓い2

- ▶ 自身の能力と判断に従って、患者に利すると思う治療法を選択し、害と知る治療法を決して選択しない。
- ▶ 依頼されても人を殺す薬を与えない。
- ▶ 同様に婦人を流産させる道具を与えない。
- ▶ 生涯を純粹と神聖を貫き、医術を行う。
- ▶ 膀胱結石に截石術を施行はせず、それを生業とする者に委せる。



ヒポクラテスの誓い3

- ▶ どんな家を訪れる時もその自由人と奴隷の相違を問わず、不正を犯すことなく、医術を行う。
- ▶ 医に関するか否かに関わらず、他人の生活についての秘密を遵守する。
- ▶ この誓いを守り続ける限り、私は人生と医術とを享受し、全ての人から尊敬されるであろう！
- ▶ しかし、万が一、この誓いを破る時、私はその反対の運命を賜るだろう。



【参考】技術分野以外の専門職倫理：会計

▶ 日本公認会計士協会倫理規則

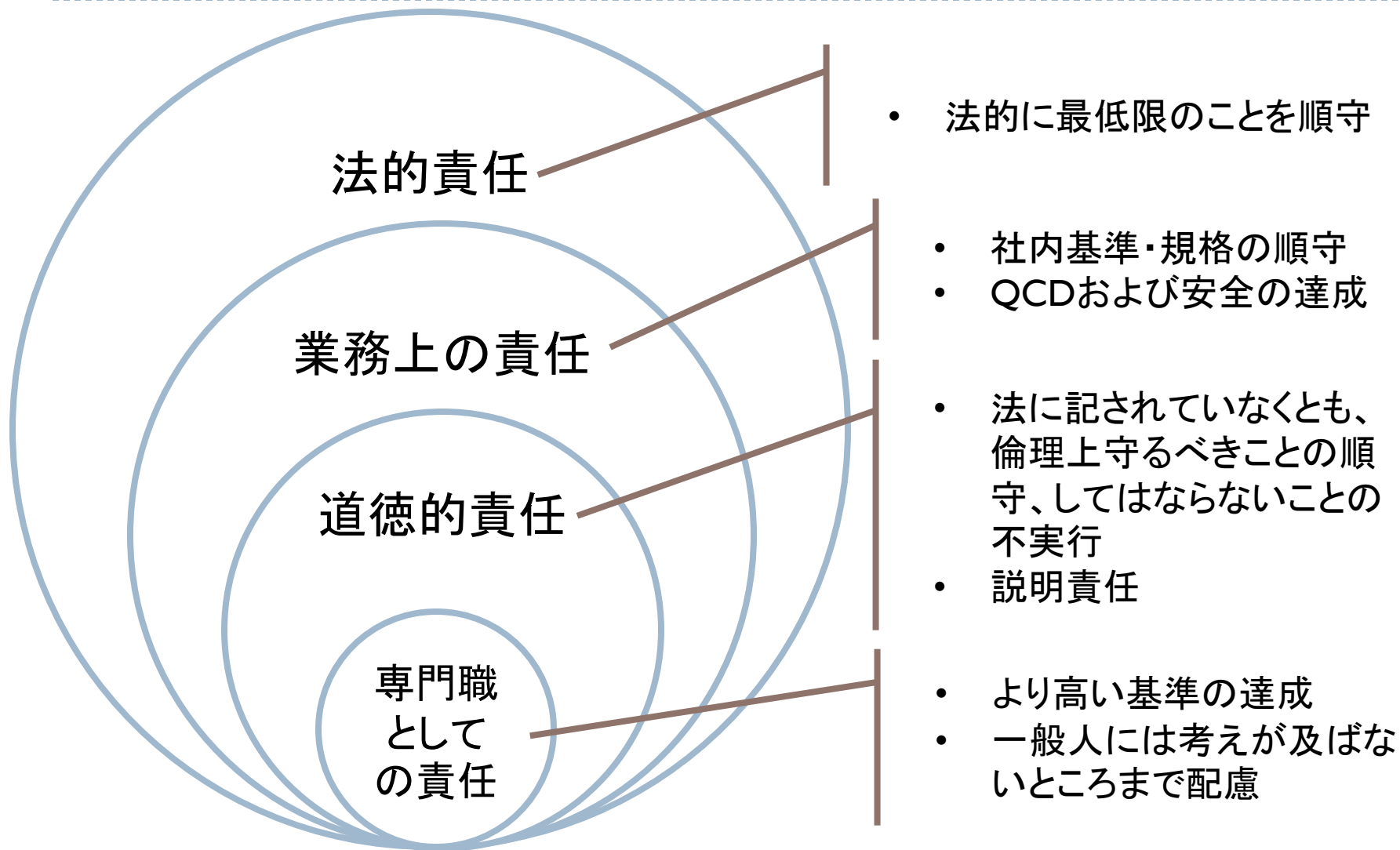
- ▶ 「公認会計士は、自らの使命と行動基準の重要性を自覚し、その専門分野に関する普段の研鑽に励み、深い教養の涵養と高い品性の陶冶に務め、正当な注意と適切な判断によって業務を行い、また、監査及びその他の保証業務を行うに当たっては、常に独立不羈の立場を堅持し、確固たる社会的信頼が得られるように行動しなければならない」

▶ 第2条に記された基本原則

- ▶ 誠実性、公正性、専門能力、正当な注意（公認会計士としての基準の順守と限界の説明）、守秘義務、職業的専門家としての行動（公認会計士の信用を損なわない）



技術者の責任



技術者倫理に関わる知識・能力の発達

実行	倫理的な判断に基づいて行動する
判断	理解した事例に対し、(規範に基づいて)倫理的な判断を下すことができる
理解	事例を倫理的知識に照らして理解できる
知識	技術者の役割、責任、倫理規範について知っている



責任遂行を妨げる諸要素

- ▶ 自己の利害関係
 - ▶ 利益相反の問題
- ▶ 自己欺瞞
- ▶ 意志の弱さ
- ▶ 無知
- ▶ 自己中心的な思考
- ▶ 道徳的に未成熟であること
- ▶ 権威への服従
- ▶ 集団思考

文献2: 今村遼平『技術者の倫理』にもとづく

利益相反に関するNSPEの倫理規程

▶ II「実務の原則」4のa

- ▶ 技術者は、自らの判断または自らのサービスの質に影響したまたは影響すると見られる、すべての知られたまたは潜在的な利害相反を、開示しなければならない

▶ III「専門職の責務」5

- ▶ 技術者は、自らの専門職業の義務が、相反する利害関係によって影響されないようにしなければならない。
 - ▶ 技術者は、材料または設備の供給者から、その製品を指定することに対する経済的またはその他の報償を、無料の技術業の設計を含めて、受け取ってはならない
 - ▶ 技術者は、それに対し自らに責任がある仕事との関係で、自らの依頼人または雇用者と取引する請負契約者またはその他の当事者から、直接または間接に、手数料または割戻料を受け取ってはならない



不誠実な行為

- ▶ 意識的な嘘
- ▶ 意図的な欺瞞
 - ▶ 知らないことを語る、誇大・過少に評価する
- ▶ 秘密の漏洩
- ▶ 情報留保
 - ▶ 通報すべきことを留保、情報の省略
- ▶ 情報普及を推進しないこと
 - ▶ 公衆への説明責任回避
- ▶ 他人の判断が墮落するのを容認すること
- ▶ 情報の信頼性の吟味を怠ること
 - ▶ 得た情報の妄信

文献2: 今村遼平『技術者の倫理』にもとづく



倫理的な行動とは？

- ▶ “「普遍性のある倫理観」を己の中に育て、それらを技術者皆が共有していくこと”
- ▶ “専門技術者にとっての「倫理問題」というのは、日常業務のなかでいかに考え行動すべきかについての問題”
- ▶ “倫理的行動とは基本的には、「自分自身の頭で考え、自分で判断し、そして行動した結果に自己責任を持つこと」”

参考文献

1. A. S. Hornby: Oxford Advanced Learner's Dictionary of Current English
2. 今村遼平『技術者の倫理』(鹿島出版会、2003年12月)
3. アンドレ・コント＝スポンヴィル『資本主義に徳はあるか』(紀伊国屋書店)
4. 米国NSPE倫理審査委員会編・社団法人日本技術士会訳編『化学技術者倫理の事例と考察』(丸善株式会社)

